

# 住宅エコポイントならプラス 商品券交付要綱

## (奈良県産材住宅支援事業商品券交付要綱)

### 第1 趣旨

知事は、新築住宅への県産材の利用拡大を目的として、奈良県産材住宅支援事業について、県が発行する商品券（以下「県商品券」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。
- 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 「県産材」とは、奈良県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品等（第6の（5）の証明書で証明可能なものに限る。）をいう。
- 4 「構造材」とは、構造躯体を構成する部材のうち、土台、柱（管柱、通柱、間柱）、梁（小屋梁を含む。）、桁、胴差、母屋、方づえ、火打ち、棟木及び小屋束とし、根太、大引、筋交、貫及び垂木等を含むものとする。
- 5 「内装材」とは、室内の見える部分に使用される木材（床・壁・天井材等）とする。

### 第3 対象者

県商品券の交付を受けることのできる者は、国の住宅版エコポイント制度（平成21年12月8日閣議決定）による住宅エコポイント（以下「国の住宅エコポイント」という。）の取得者又は、取得予定者のうち、次に定める要件を満たすものとする。  
木造住宅の新築：第4に定める要件を満たす県産材木造住宅の所有者。

### 第4 対象住宅

県商品券の交付の対象となる住宅の基準は、次に定める要件を満たすものとする。

木造住宅の新築

- (1) 新築工事完了日が平成23年1月20日以降の、国の住宅エコポイント発行対象となる木造住宅であること。
- (2) 県産材利用の木工事が、平成23年12月31日までに工事完了すること
- (3) 県内に建築された新築木造住宅であること。
- (4) 県産材を構造材に5m<sup>3</sup>以上、又は内装材に10m<sup>2</sup>以上使用したものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する住宅であること。
- (6) 県内事業者による施工に限る

### 第5 県商品券の額

県商品券の交付の対象となる経費及び県商品券の交付の額は、次のとおりとする。

県商品券の交付の対象となる経費	県商品券の交付の額										
1. 構造躯体工事における県産材の使用に要する経費（構造材）	<p>①新築工事完了日が、平成23年1月20日から平成23年3月31日までのもの</p> <p>・住宅1戸当たりの構造材使用量に対する県商品券の交付の額は、1万円単位とする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>5m<sup>3</sup>以上～6m<sup>3</sup>未満</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>6m<sup>3</sup>以上～7m<sup>3</sup>未満</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>7m<sup>3</sup>以上～8m<sup>3</sup>未満</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>8m<sup>3</sup>以上～9m<sup>3</sup>未満</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>9m<sup>3</sup>以上～10m<sup>3</sup>未満</td> <td>9万円</td> </tr> </table>	5m <sup>3</sup> 以上～6m <sup>3</sup> 未満	5万円	6m <sup>3</sup> 以上～7m <sup>3</sup> 未満	6万円	7m <sup>3</sup> 以上～8m <sup>3</sup> 未満	7万円	8m <sup>3</sup> 以上～9m <sup>3</sup> 未満	8万円	9m <sup>3</sup> 以上～10m <sup>3</sup> 未満	9万円
5m <sup>3</sup> 以上～6m <sup>3</sup> 未満	5万円										
6m <sup>3</sup> 以上～7m <sup>3</sup> 未満	6万円										
7m <sup>3</sup> 以上～8m <sup>3</sup> 未満	7万円										
8m <sup>3</sup> 以上～9m <sup>3</sup> 未満	8万円										
9m <sup>3</sup> 以上～10m <sup>3</sup> 未満	9万円										

	<p>10m<sup>3</sup> 以上～ 1 0 万円</p> <p>②新築工事完了日が、平成 23 年 4 月 1 日以降のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅 1 戸当たりの構造材使用量に対する県商品券の交付の額は、1 万円単位とする。</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>5m<sup>3</sup> 以上～ 5.5m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 0 万円</td></tr> <tr><td>5.5m<sup>3</sup> 以上～ 6m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 1 万円</td></tr> <tr><td>6m<sup>3</sup> 以上～ 6.5m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 2 万円</td></tr> <tr><td>6.5m<sup>3</sup> 以上～ 7m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 3 万円</td></tr> <tr><td>7m<sup>3</sup> 以上～ 7.5m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 4 万円</td></tr> <tr><td>7.5m<sup>3</sup> 以上～ 8m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 5 万円</td></tr> <tr><td>8m<sup>3</sup> 以上～ 8.5m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 6 万円</td></tr> <tr><td>8.5m<sup>3</sup> 以上～ 9m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 7 万円</td></tr> <tr><td>9m<sup>3</sup> 以上～ 9.5m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 8 万円</td></tr> <tr><td>9.5m<sup>3</sup> 以上～ 10m<sup>3</sup> 未満</td><td>1 9 万円</td></tr> <tr><td>10m<sup>3</sup> 以上～</td><td>2 0 万円</td></tr> </table> <p>※ ただし、共同住宅等の場合は 1 戸当たりを 1 棟当たりとする。 ※ 表示額には県商品券のプレミアム分は含まない</p>	5m <sup>3</sup> 以上～ 5.5m <sup>3</sup> 未満	1 0 万円	5.5m <sup>3</sup> 以上～ 6m <sup>3</sup> 未満	1 1 万円	6m <sup>3</sup> 以上～ 6.5m <sup>3</sup> 未満	1 2 万円	6.5m <sup>3</sup> 以上～ 7m <sup>3</sup> 未満	1 3 万円	7m <sup>3</sup> 以上～ 7.5m <sup>3</sup> 未満	1 4 万円	7.5m <sup>3</sup> 以上～ 8m <sup>3</sup> 未満	1 5 万円	8m <sup>3</sup> 以上～ 8.5m <sup>3</sup> 未満	1 6 万円	8.5m <sup>3</sup> 以上～ 9m <sup>3</sup> 未満	1 7 万円	9m <sup>3</sup> 以上～ 9.5m <sup>3</sup> 未満	1 8 万円	9.5m <sup>3</sup> 以上～ 10m <sup>3</sup> 未満	1 9 万円	10m <sup>3</sup> 以上～	2 0 万円
5m <sup>3</sup> 以上～ 5.5m <sup>3</sup> 未満	1 0 万円																						
5.5m <sup>3</sup> 以上～ 6m <sup>3</sup> 未満	1 1 万円																						
6m <sup>3</sup> 以上～ 6.5m <sup>3</sup> 未満	1 2 万円																						
6.5m <sup>3</sup> 以上～ 7m <sup>3</sup> 未満	1 3 万円																						
7m <sup>3</sup> 以上～ 7.5m <sup>3</sup> 未満	1 4 万円																						
7.5m <sup>3</sup> 以上～ 8m <sup>3</sup> 未満	1 5 万円																						
8m <sup>3</sup> 以上～ 8.5m <sup>3</sup> 未満	1 6 万円																						
8.5m <sup>3</sup> 以上～ 9m <sup>3</sup> 未満	1 7 万円																						
9m <sup>3</sup> 以上～ 9.5m <sup>3</sup> 未満	1 8 万円																						
9.5m <sup>3</sup> 以上～ 10m <sup>3</sup> 未満	1 9 万円																						
10m <sup>3</sup> 以上～	2 0 万円																						
<p>2. 内装工事における県産材の使用に要する経費（内装材）</p> <p>■新築工事完了日が、平成 23 年 4 月 1 日以降のものに限る</p> <p>※新築工事完了日が、平成 23 年 1 月 20 日から平成 23 年 3 月 31 日までのものは、内装材使用量に対する県商品券の交付対象とならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅 1 戸当たりの内装材使用量に対する県商品券の交付の額は、1 万円単位とする。</li> </ul> <table border="0"> <tr><td>10m<sup>2</sup> 以上～ 12m<sup>2</sup> 未満</td><td>5 万円</td></tr> <tr><td>12m<sup>2</sup> 以上～ 14m<sup>2</sup> 未満</td><td>6 万円</td></tr> <tr><td>14m<sup>2</sup> 以上～ 16m<sup>2</sup> 未満</td><td>7 万円</td></tr> <tr><td>16m<sup>2</sup> 以上～ 18m<sup>2</sup> 未満</td><td>8 万円</td></tr> <tr><td>18m<sup>2</sup> 以上～ 19m<sup>2</sup> 未満</td><td>9 万円</td></tr> <tr><td>20m<sup>2</sup> 以上～</td><td>1 0 万円</td></tr> </table> <p>※ ただし、共同住宅等の場合は 1 戸当たりを 1 棟当たりとする。 ※ 表示額には県商品券のプレミアム分は含まない</p>	10m <sup>2</sup> 以上～ 12m <sup>2</sup> 未満	5 万円	12m <sup>2</sup> 以上～ 14m <sup>2</sup> 未満	6 万円	14m <sup>2</sup> 以上～ 16m <sup>2</sup> 未満	7 万円	16m <sup>2</sup> 以上～ 18m <sup>2</sup> 未満	8 万円	18m <sup>2</sup> 以上～ 19m <sup>2</sup> 未満	9 万円	20m <sup>2</sup> 以上～	1 0 万円										
10m <sup>2</sup> 以上～ 12m <sup>2</sup> 未満	5 万円																						
12m <sup>2</sup> 以上～ 14m <sup>2</sup> 未満	6 万円																						
14m <sup>2</sup> 以上～ 16m <sup>2</sup> 未満	7 万円																						
16m <sup>2</sup> 以上～ 18m <sup>2</sup> 未満	8 万円																						
18m <sup>2</sup> 以上～ 19m <sup>2</sup> 未満	9 万円																						
20m <sup>2</sup> 以上～	1 0 万円																						

## 第 6 県商品券の交付申請

県商品券の交付を受けようとする者は、この要綱の施行の日から平成 24 年 1 月 1 0 日までに奈良県産材住宅支援事業商品券交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

## 木造住宅の新築

### ■国の住宅エコポイント発行通知済みの場合、

- (1) 国の住宅エコポイント発行通知書（ポイント通知ハガキ）の写し
- (2) 国の住宅エコポイント申請に係る以下の添付書類
  1. 工事証明書（新築）の写し
  2. 確認済証の写し
- (3) 県産材の構造材・内装材使用内訳書  
（＜構造材用＞様式第3号①、＜内装材用＞様式第3号②）
- (4) 製材業者等から徴収した構造材・内装材に使用した県産材の使用量のわかる書面  
（主要構造材・内装材の県産材総使用量の納品伝票等の写し）
- (5) 県産材であることの証明書  
（奈良県産材証明書 様式第4号）
- (6) 代理申請を行う場合にあっては、委任状（様式第2号）及び代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- (7) その他知事が必要と認めるもの

### ■国の住宅エコポイント発行予定（未発行）の場合、

※エコポイント発行が、まだの木造住宅の新築の場合は、建築基準法による中間検査の終了以降（小屋組工事完了又は内装工事完了以降）の交付申請となります。

- (1) 建築工事請負契約を締結した請負先の、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可証（建築一式工事）の写し＜建設業許可（建築一式工事）を有する事業者に限る＞
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認済証の写し（建築確認申請が不要なものは、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届の写し）
- (3) 県産材の構造材・内装材使用内訳書  
（＜構造材用＞様式第3号①、＜内装材用＞様式第3号②）
- (4) 製材業者等から徴収した構造材・内装材に使用した県産材の使用量のわかる書面  
（主要構造材・内装材の県産材総使用量の納品伝票等の写し）
- (5) 県産材であることの証明書  
（奈良県産材証明書 様式第4号）
- (6) 中間検査合格証（建築基準法第7条の3第5項）の写し  
（中間検査が必要なものに限る）
- (7) 住宅版エコポイント申請に係る以下の添付書類  
ポイント発行の対象であることを証明するための第三者機関が発行する証明書の写し
- (8) 小屋組工事完了写真・内装工事完了写真  
（小屋組工事・内装工事完了後に撮影したもの ※写真は、現像またはプリントアウトし、A4サイズの台紙にはがれないように貼り付けて、小屋組工事・内装工事完了年月日を記載してください。）
- (9) 代理申請を行う場合にあっては、委任状（様式第2号）及び代理申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等）
- (10) その他知事が必要と認めるもの

## 第7 県商品券の交付の決定及び県商品券の交付

知事は、第6に規定する商品券交付申請の内容が適当であると認めたときは、県商品券の交付決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、県商品券の交付申請者に通知するとともに、県商品券を交付するものとする。県商品券は、県商品券の発行の時期にあわせて交付するものとする。なお、商品券交付申請の内容確認のため、知事は必要に応じて、県産材等の使用状況等について、現場で調査を行うことができる。

#### 第8 県商品券の返還

県商品券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、交付決定を取り消し、又は既に交付した県商品券の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- 1 規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- 2 不正又は虚偽の申請により、県商品券の交付決定を受けたとき

#### 第9 書類等の整備

県商品券の交付を受けた者は、本事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、県商品券の交付の翌年度から起算し2年間保存しなければならない。

#### 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、県商品券の交付に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。